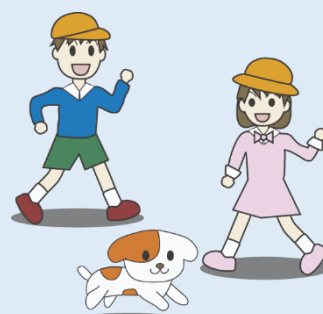
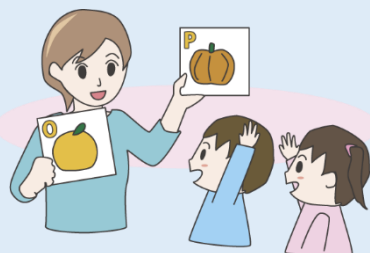


第2期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画



～中間見直し～【概要版】



子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て関連3法に基づき、国及び県の基本方針に即して、市町村が定める計画です。

かすみがうら市では、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする、第2期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種施策を実施しています。

この中間見直しは、策定時から現在に至るまでの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実績などから児童数や教育・保育の利用者数等を鑑み、現状に即した適切な子ども・子育て支援体制の確保を図るため、計画の中間見直しを行ったものです。

令和5年3月

I 計画の位置づけと計画期間

見直しの対象年度は、第2期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画の後半となる、令和5年度、令和6年度です。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
計画期間	第1期子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画				

中間見直し

見直し期間

II 子ども子育て支援のための施策

目標-1 子どもが発達・成長を支える質の高い教育・保育の提供

○子育て支援や子どもの成長を支える基盤となる教育・保育施設等、子育て支援や相談体制の充実を図り、質の高いサービスを提供する施策を実施します。

- 施策1-1 子育てに関する相談・支援体制の充実
- 施策1-2 適正な教育・保育施設の確保
- 施策1-3 子育て支援施設の充実
- 施策1-4 子どもが安心して活動できる場所の整備
- 施策1-5 障害児に対する支援の充実
- 施策1-6 外国につながる幼児への支援・配慮
- 施策1-7 幼児教育・保育等の質の確保と向上

目標-2 子どもと親の成長を支援する切れ目のない支援の提供

○子どもの成長を支援するため、働き方や家族構成等の多様化によるライフスタイルの変化に対応した支援を行います。



- 施策2-1 格差のない教育機会の確保
- 施策2-2 子育てに対する経済的支援の充実
- 施策2-3 安心して妊娠・出産できる環境づくり
- 施策2-4 母子の健康を守る保健事業の充実
- 施策2-5 子ども医療の充実
- 施策2-6 子育て世代が働く環境の整備
- 施策2-7 地域ぐるみで子どもを見守る体制づくり

目標-3 かすみがうら市の資源を生かした子育て環境の創出

○かすみがうら市の地域資源を生かした子育て環境づくりに取り組むため、教育・保育だけでなく、関連部署との連携による、安全・安心な子育て環境を創出します。

- 施策3-1 子どもの安全確保に対する取り組みの強化
- 施策3-2 地域資源に触れる教育・保育の充実
- 施策3-3 世代交流を促進する機会の充実
- 施策3-4 地域における子育て体制の再構築

Ⅲ 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

教育・保育施設の量の見込みについては、1号認定児童について実際のニーズが多いことから、量の見込みを増やす一方、2号、3号認定児童については減少を見込みます。

表－教育・保育施設の量の見込みと確保の方策（中間見直し）

年度	区 分 内 容		1号		2号				3号			
					幼稚園 利用		左記 以外		0歳		1・2歳	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月		
令和2 年度	児童数		820				199		513			
	実績 (①)		170	176	0	0	565	572	28	61	292	297
	確保の方策 (②)	特定教育・保育施設	215		20		628		92		344	
		特定地域型保育事業	0		0		0		2		4	
		広域利用（市外幼稚園等）	0		0		0		0		0	
②－①		45	39	20	20	63	56	66	33	56	51	
令和3 年度	児童数		791				186		456			
	実績 (①)		193	204	0	0	542	554	41	66	263	281
	確保の方策 (②)	特定教育・保育施設	215		20		619		86		339	
		特定地域型保育事業	0		0		0		2		4	
		広域利用（市外幼稚園等）	0		0		0		0		0	
②－①		22	11	20	20	77	65	47	22	80	62	
令和4 年度	推計児童数		768				180		390			
	実績 (①)		185	173	0	0	547	537	31	58	245	250
	確保の方策 (②)	特定教育・保育施設	210		20		617		83		329	
		特定地域型保育事業	0		0		0		2		4	
		広域利用（市外幼稚園等）	0		0		0		0		0	
②－①		25	37	20	20	70	80	54	27	88	83	
令和5 年度	推計児童数		691				181		392			
	量の見込み (①)		183	－	17	－	488	－	45	－	255	－
	確保の方策 (②)	特定教育・保育施設	210	－	20	－	650	－	84	－	332	－
		特定地域型保育事業	0	－	0	－	0	－	2	－	4	－
		広域利用（市外幼稚園等）	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－
②－①		27	－	3	－	162	－	41	－	81	－	
令和6 年度	推計児童数		666				178		390			
	量の見込み (①)		176	－	17	－	471	－	45	－	254	－
	確保の方策 (②)	特定教育・保育施設	210	－	20	－	650	－	84	－	332	－
		特定地域型保育事業	0	－	0	－	0	－	2	－	4	－
		広域利用（市外幼稚園等）	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－
②－①		34	－	3	－	179	－	41	－	82	－	

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

地域子ども・子育て支援事業計画については、これまでの利用実績を考慮しながら、サービスの維持や見直しを行います。

名 称		内 容
①利用者支援事業 対象:子どもの保護者 (主に就学前児童保護者)		保護者や妊娠している方が、子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、子ども家庭課に窓口を設置しています。なお、母子保健型についてはウエルネスプラザで実施しており、引き続きサービスの維持を図ります。
②地域子育て支援拠点事業 対象:0歳～2歳		地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。確保の方策に対して利用者が少ないことから、引き続き、利用促進を図ります。
③時間外保育事業(延長保育) 対象:0歳～5歳		通常の利用日及び利用時間以外に、保育所等で保育を実施する事業で、本市では10施設でサービスを提供しており、引き続き、サービスの維持を図ります。
④子育て短期支援事業(ショートステイ) 対象:0歳～18歳未満		児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業で、短期入所生活援助事業を6施設で提供しています。子育て支援に不可欠なサービスであることから、現在のサービス量を維持し利用促進を図ります。
⑤一時預かり事業	⑤-1:幼稚園型 対象:3歳～5歳	通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請等に応じて預かり保育を行う事業で、利用実績を考慮して見直しを行います。
	⑤-2:幼稚園型を除く 対象:0歳～5歳	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、一時的に預かり、必要な保護を行う事業で、現在のサービス量を維持し利用促進を図ります。
⑥病児・病後児保育事業 対象:0歳～5歳		現在サービスの提供を行っていません。共働き世帯の増加や働き方の多様化が進み、ニーズが高まると考えられるため、サービス提供の検討を行います。
⑦子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター) 対象:乳幼児、就学児		本市では、ウエルネスプラザでサービスの提供を行っています。利用者数が少なくなっていますが、子育て支援に重要なサービスであることから、利用啓発に取り組みます。
⑧放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 対象:小学1年生～6年生		授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供する事業です。令和3年度までは25施設でサービスを提供していましたが、令和4年4月に千代田義務教育学校が開校したことから、23施設に変更するとともに、定員の見直しを行います。
⑨妊婦健康診査事業 対象:すべての妊婦		妊娠中の母子の健康の保持と増進を図るため、妊婦が県内の医療機関で受診する費用を一部助成する事業であり、引き続きサービスの維持を図ります。
⑩乳児家庭全戸訪問事業 対象:生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭		生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や子育て環境の把握を行う事業であり、引き続きサービスの維持を図ります。
⑪-1:養育支援訪問事業 対象:養育支援が特に必要な家庭(妊産婦も含む)		養育支援が特に必要な家庭を訪問し、具体的な養育に関する指導助言等を実施し、養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業であり、引き続きサービスの提供を行います。
⑪-2:要支援・要保護児童支援事業		福祉、教育、保健医療、警察・司法等の機関の連携を確保するとともに、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、引き続きサービスの提供を行います。近年、子どもの貧困対策も重要となっており、生理の貧困やヤングケアラーへの対応のほか、居場所づくりや子ども食堂などの取り組みが求められていることから、本市においても児童の見守り強化を図り、必要な施策を検討します。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業		低所得者を対象とした特定教育・保育施設等が徴収する保護者の実費負担部分に係る補助について、国の制度内容を鑑みながら適切な実施に取り組みます。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (民間事業者制度)		待機児童対策としての保育の量の確保、及び住民ニーズに沿った多様な保育サービスの提供を進めることを目的としており、教育・保育に対するニーズを適切に把握しながら、国の制度の内容を踏まえて必要な施策を講ずることとします。

第2期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画

～中間見直し～【概要版】

令和5年3月

かすみがうら市保健福祉部子ども家庭課

電話 0299-59-2111